

令和4年10月17日

保護者の皆様へ

豊橋市長 浅井 由崇

学校給食費無償対応臨時給付金について

コロナ禍において物価高騰に直面する保護者の皆様の負担を軽減する取り組みとして、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校(小学部・中学部)の学校給食費を無償にすることにあわせて、学校給食を喫食されていない方(例:食物アレルギー)に対して「学校給食費無償対応臨時給付金(学校給食非喫食)」を給付します。

記

1 制度概略

- ・給食の注文を停止している ⇒ 保護者は申請書を学校へ提出
- ・各月について全て欠席ではない ⇒ 保護者は実績報告書兼請求書を学校へ提出 ⇒ 月毎の実績に応じて給付

2 詳細

(1) 対象者

令和4年10月から令和5年3月の間、各月1日時点で、次のいずれにも該当する方(10月2日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。)

- ①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます。
- ②豊橋市立小中学校又はくすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している児童生徒の保護者。ただし、各月について1日も出席(校長が認める「出席扱い」を含む。)できなかった場合は、対象外。
- ③「学校給食費無償対応臨時給付金(就学援助等)」を受給していない児童生徒の保護者。
- ④給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限り。

(2) 対象期間

令和4年10月から令和5年3月実施分まで

(3) 支給額

小学校:月額4,100円 × 6か月(最大24,600円)
中学校:月額4,800円 × 6か月(最大28,800円)

※対象となった月数に上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、令和5年2月分までの最大5か月分が対象です。

※10月～12月分と、1月～3月分の2回に分けて支給します。

(4) 申請期間

10月1日時点で、「(1)対象者」の条件を満たす方は、令和4年11月10日までに学校へ提出

10月2日以降、各月2日～翌月1日に、「(1)対象者」の条件を満たすことになった方は、翌月10日までに学校へ提出

最終提出期限は、令和5年3月10日までに学校へ提出

(5) 申請方法

給付金交付申請書(様式第3号)を学校へ提出

申請にあたって、学校長の証明(所定の様式内)が必要です。

市へ申請書が届いた後、1か月を目途に決定通知書をお送りする予定です。

(6) 請求・支給

・10月～12月分を、12月12日までに学校へ実績報告書兼請求書(様式第4号)※を提出
ただし、12月12日までに出席せずに、同日までに請求できなかった場合は、翌1月10日までに学校へ実績報告書兼請求書(様式第4号)※を提出

・1月～3月分を、3月10日までに学校へ実績報告書兼請求書(様式第4号)※を提出
ただし、3月10日までに出席せずに請求できなかった場合は、出席後に直ちに請求することとし、3月23日までに市へ実績報告書兼請求書(様式第4号)※必着。

(※学校長の証明が必要です。)

・実績報告書兼請求書が市に届いてから30日以内に支給されます。

7 その他

・給付のためには、申請書だけではなく、実績報告書兼請求書の提出が必要です。

・本給付金は、今年度限りの対応です。